繑 正 矢 官  $\mathcal{O}$ 兼 業 及 び 勤 務 時 間 0 特 例 等 に 関 す る 法 律 案 に 対 す る 附 帯 決 議

参 平 成二 議 院 + 七 法 年 務 兀 月 委 +員 六 会 日

政 府 は 本 法  $\mathcal{O}$ 施 行 に 当 た り 次  $\mathcal{O}$ 事 項 に 0 11 て 格 段  $\mathcal{O}$ 配 慮 を す べ き で あ る

更 鑑 を に 進 4 矯 強  $\emptyset$ 正 化 施 繑 L 正 設 層 医 に 常  $\mathcal{O}$ 官 お 改 勤  $\mathcal{O}$ け 善  $\mathcal{O}$ 減 る を 矯 少 適 図 に 切 正 る 医 ょ な 官 ŋ 矢 <u>ک</u> 。  $\mathcal{O}$ 医 療 確 療  $\mathcal{O}$ 保  $\mathcal{O}$ 提 に 提 供 万 供 は 全 が を 危 被 期 機 収 す 的 容 と な 者 لح 状  $\mathcal{O}$ t 況 身 に 柄 に あ を 強 る 医 現 制 療 状 的  $\mathcal{O}$ 提 を に 供 重 拘 体 < 禁 受 制 L け て  $\mathcal{O}$ 在 止 1 n 8 る 方 玉 に 関  $\mathcal{O}$ 0 係 責 機 務 11 て 関 で 今 لح あ 後  $\mathcal{O}$ る 連 ŧ لح 携 検 を 計

义 Þ 矯 す 5 正 矯 医 れ 11 正 環 官 医 境  $\sim$ 女 官 整  $\mathcal{O}$ 性 に 備 積 医 は 極 師 原 を 進 的 に 則 لح لح  $\otimes$ な るこ 登 0 L て、 用 7 当 を 進 家 直  $\otimes$ 庭 勤 る لح 務 لح 仕 が لح 事 な t  $\mathcal{O}$ 11 に 両 と 立 物 が な تلح 的 L 設 B に 備 す 加 1 え 面 勤 12 お 務 本 環 法 VV て 境 12 が ょ ŧ 整 ŋ 備 勤 女 務 性 さ 時 医 n 師 る 間 が  $\mathcal{O}$ と 矯 見 正 を 直 受 医 L 官 け 等 لح  $\mathcal{O}$ 女 待 L て 性 遇 勤 改 医 務 師 善  $\mathcal{O}$ が

三 8 本 医 力 法 療 L る 矯  $\mathcal{O}$ 行 正 と 趣 為 医 玉 旨 等 民 官 を を  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 踏 行 健 兼 ま う 康 業 ک え、 な  $\mathcal{O}$ لح 生 許 ک が 活 可 医 を n  $\mathcal{O}$ に 療 確 特 ょ 知 保 例 n 識 す 12 矯 る • 0 正 技 と 1 矢 術 て VI 官 Ž は  $\mathcal{O}$ 維 公  $\mathcal{O}$ 職 持 共 医 務 的 師 • 向 な 遂 が 上 使 行 医 に に 命 療 不 ŧ を を 都 資 負 通 合 す う U る が 者 て と 生 で 地 ľ あ 域 11 う る ŋ 社 こ と こと 会 ま に カコ た  $\mathcal{O}$ お な 5 け 兼 他 る 11 ょ 業 公  $\mathcal{O}$ う を 医 衆 広 療 衛 < 機 生 適 認 関 正  $\mathcal{O}$ 等 な 8 向 運 る 12 上 用 لح 等 お に に 11 11 努 う 7 協

兀 分 で 本 法 医 療 に 職 ょ n 12 従 勤 事 務 す 時 る 間 矢  $\mathcal{O}$ 師 見  $\mathcal{O}$ 直 待 L 遇 筡 改  $\mathcal{O}$ 善 待 に 遇 0 改 1 善 て が ŧ 义 5 検 n 討 た す 繑 るこ 正 医 官  $\mathcal{O}$ ほ カゝ 玉 家 公 務 員 及 び そ れ に 準 ず る

身

右決議する。